

# フランスの新人口センサスにおける 建物登録簿 (RIL) の意義と課題

西村善博

## 目次

### はじめに

1. RIL の概要と更新体制
    - 1.1 RIL の概要
    - 1.2 RIL の作成と連続的更新の体制
  2. RIL の品質
    - 2.1 品質測定の必要性
    - 2.2 2003 年版 RIL に関する品質測定調査の結果
  3. RIL の鑑定の実態と更新の課題
    - 3.1 鑑定の実態
    - 3.2 RIL 更新の課題
- われわれの今後の課題 結びに代えて

### はじめに

フランスの人口センサスは 2004 年から新方式、いわゆる「ローリング・センサス」に移行した。このセンサスでは、人口 1 万人以上のコミューン (大コミューン) と 1 万人未満のコミューン (小コミューン) の間で、調査方法が異なる。大コミューンでは、年次標本調査の導入に伴い、母集団情報を獲得するために建物登録簿 (RIL : répertoire d'immeubles localisés) が作成され、継続的に更新されている。

1996 年 3 月、フランスの国立統計経済研究所 (INSEE) のドビル (Deville, J.-C.) とジャコ (Jacod, M.) によって提示された、伝統的なフランスセンサスを大規模連続人口調査に代えるという最初の新人口センサス構想 (Deville/Jacod, 1996) において既に標本調査の導入が提案されていた。しかし、その時点では RIL の構想は示されてはいなかった。われわれが入手

した資料のなかでは、全国統計情報評議会 (CNIS) の 1998 年活動報告 (CNIS, 1999, p.91), 1998 年 9 月付で示された INSEE の 2000 年以降のセンサス計画 (Isnard, 1998, p.3) において, RIL の利用が予告されている。他方, 新センサスの方法論に関する検討が, CNIS で, 1999 年 4 月～12 月に実施された INSEE と統計利用者グループ間の協議以降, 本格化する。したがって RIL の検討は, 新センサスの本格的な検討に入る前に開始されていたといえる。「RIL 作成の出発点が人口センサス革新プロジェクトである」(INSEE, 1999, p.193) というように, RIL は新センサスのなかで, きわめて重要な地位を占める。

本稿の目的は, このようなフランスにおける人口センサスの新方式への転換に伴って導入された RIL の内容や役割について再確認し, その更新の実態と課題を探ることにある<sup>1)</sup>。

## 1. RIL の概要と更新体制

### 1.1 RIL の概要

#### (1) 定義と対象範囲

RIL は当初, 「所与の住所で, 位置が特定される, さまざまな建築物を描写する地理データベース」(INSEE, 1999, p.194) とされていた。しかし, センサスの調査で利用される標本の抽出単位の住宅から住所への変更後, RIL は「デジタル地図上で, 個々に位置が特定され, 地理コード化された住所登録簿」(Desplanques, 2003, p.4) あるいは「コミューンの地理データベースに関係した, (経緯度によって) 位置が特定される住所登録簿」(INSEE, 2005c, 1 節<sup>2)</sup>) と規定されている。すなわち, 住所登録簿としての意義が強調されることになった。本稿でも, 住所登録簿としての位置づけを前提に議論を進める。

RIL の対象地域は, 1999 年人口センサスにおけるフランス本国のすべての大コミューン, すなわち, 892 のコミューン (全コミューンの 2.5%) であり, 以下をカバーする (INSEE, 2005c, 1 節)。

- ・ フランス領土の 4.5%
- ・ 3 千万人の住民 (フランス人口の約半分)
- ・ 14 百万住宅に対応する 5 百万の居住住所

---

1) 本稿は 2008 年度統計関連学会連合大会 (2008 年 9 月 9 日, 慶応義塾大学) における筆者の報告「フランス新人口センサスにおける建物登録簿 (RIL) の役割について」を修正した上で, 報告後に判明した事項を加筆したものである。

2) この文献が掲載されている INSEE (2005a) には, ページ数の記載がないので, 引用箇所の節等の番号を示した。INSEE (2005a) に所収の他の文献についても同様である。

- ・ 2 百万の企業住所で、そのなかにかかなりの居住住所が含まれる。

## (2) RIL で使われる住所

RIL の住所は、居住用建物、施設および事業所のそれである。居住用建物とは、センサスの意味では、その建築物の性質がどのようなものであれ、少なくとも一つの住宅 (logement)<sup>3)</sup> を含むものとして定義される (INSEE, 2005c, 2 節)。

INSEE (2005b, コラム 6) によると、RIL で使われる住所は、大部分 (95%) が標準化住所である。それは、一つのコミューンにおいて、道路の名称、道路上の番地によって特徴づけられる。さらには時々、繰り返しの標識 (例: 番地の 2) が加えられる。

例: 3 rue Condorcet (コンドルセ通り 3 番地)

7 bis rue St Antoine (聖アントワヌ通り 7 番地の 2)

一つの標準化住所はセンサスの意味で、一つの住所に対応する。ある特定の住所で調査されるすべての住宅は、その住所で調査される建物の数がどれだけであろうとも、同じ住所として扱われる。

他方、少数の非標準化住所が存在する。それは道路上の番地がない、あるいは道路の名称がないような住所である。主として、農村コミューンや都市近郊におけるタイプの住所である。ある住所が標準化されていないとき、その住所のそれぞれの建築物がセンサスの意味での住所に対応する。

例: Impasse du Parc, maison à droite (公園の袋小路 右の家)

lotissement du Moulin, bâtiment A (ムーラン分譲地 建物 A)

## (3) RIL で処理される情報

2002 年 10 月 9 日付アレテ<sup>4)</sup> 2 条によると、RIL では、以下の情報が処理される。

- 住所に関して、

---

3) センサスの意味で、住宅 (logement) とは、その利用の観点から定義される。それは居住のために独立し、(塀、壁によって閉ざされた) 分離した一つの場所である。それは一戸建ての家、集合住宅、居住とは別に利用される建物 (例: 工場のなかの管理人の住宅) の中に位置づけられうる (INSEE, 2005a, 用語解説)。

4) 正式には、「建物登録簿 (RIL) の INSEE による作成と更新にかんする個別情報の自動化処理の創設に関する 2000 年 7 月 19 日付アレテを改正する 2002 年 10 月 9 日付アレテ: Arrêté du 9 octobre 2002 modifiant l'arrêté du 19 juillet 2000 portant création d'un traitement automatisé d'informations individuelles relatif à la constitution et à la mise à jour par l'Insee du répertoire d'immeubles localisés (RIL)」である。これは経済・財務・産業大臣による命令である。

コミューンの識別、経緯度、道路のタイプ・名称・RIVOLI コード<sup>5)</sup>、道路上の番地、その番地に関する住所の枝番・補足情報、その住所での住居の存在・事業所数・施設数・都市的設備数、住所の IRIS-2000 コード<sup>6)</sup>、参入日あるいは最新の変更日

- 住居を含む住所に関して、  
居住形態のタイプ、住居の建築日、RIL への参入日、住宅数、階数
- 都市的設備を含む住所に関して、  
その都市的設備のタイプ

なお、INSEE (2005c, 2.1 節) では、RIL による管理情報の一覧が以下のように示されており、RIL の実際の運用がうかがえる。

- 各住所に対して、  
経緯度、道路のタイプと名称、道路上の番地、場合によっては住所の補足
- ある住所に設けられた、不動産全体のそれぞれに対して、
  - ・タイプ：居住用建物（一戸建てあるいは集合住宅あるいは混合的な住居）、施設、事業用建物、都市的設備の建物あるいは混合的な建物
  - ・施設・事業所あるいは公的な設備の名称
  - ・その住所で最新の建物の建築年
  - ・登録簿への参入日あるいは最新の改装日あるいは解体日
  - ・その住所で最も高い建物の階数
  - ・その住所にある住宅数、事業所数、施設数および都市的設備のタイプ

#### (4) RIL の利用

2002 年 10 月 9 日付アレテ 3 条では、センサス調査の準備と実施に関する情報交換が INSEE とコミューン<sup>7)</sup>間で自由に行われ、INSEE が処理情報の唯一の受取り人であると規定されている。すなわち、RIL の利用に関しては、法的に、INSEE によるセンサスへの利用に限定される。具体的にいうと、RIL は、それぞれの大コミューンの居住住所が 5 グループに

---

5) 人口 2000 人以上コミューンにおいて、道路のそれぞれの分割部分に対して付されたコードである。土地登記によって伝達されるデータに基づいて月次で更新される (INSEE, 1995, p.13)。

6) IRIS-2000 とは、人口 5 千人以上コミューンにおける約 2000 人の小地区を意味する (IRIS は統計情報のための再グループ化ブロックの略号)。1998・99 年に、1999 年人口センサスの結果の提供のため、INSEE と関係コミューンとの協議により、設定されたものである (INSEE, 2005b, コラム 3)。

7) これにはコミューン間協力公施設 (EPCI : établissements publics de coopération intercommunale) を含む。これはコミューンの広域連合である (美作, 2001, p.234)。

## フランスの新人口センサスにおける建物登録簿 (RIL) の意義と課題

配分 (各グループは均衡標本として抽出・編成) されるとき、そして各グループの一つからセンサスの年次調査のための住所標本が抽出されるとき、抽出フレームとして使われる (INSEE, 2005 b)。

またコミューンレベルのセンサス結果について、 $n$  年末に  $n - 2$  年初の推計値 (コミューンの法定人口のうち世帯人口の推計値及び世帯人口層に関する詳細結果の推計値) を求める際に、RIL に基づく  $n - 2$  年初の住宅数を移動平均値の修正の一要因として利用することが提示されている。その推計値は、センサス年次調査の最初の 5 年間の中間時点である 2006 年初 (1 月 1 日) のそれが最初の結果となる (INSEE, 2005 d)。

なお、こうしたセンサスへの利用の他に、副次的に研究ツール (Autran/Marechal, 2004) としての利用が提示されているがここでは省略する。

### 1.2 RIL の作成と連続的更新の体制

RIL は、最初に、INSEE によって、2000~02 年に、1999 年人口センサスで把握された居住用建物及び施設の住所、さらに SIRENE レジスターの事業所住所を地理コード化 (住所への経緯度の割り当て) することで作成された。INSEE は、それを 2002~03 年に更新し、03 年 6 月版 RIL を作成している (INSEE, 2005 c, 5.1 節, CNIS, 2005, p.4)。この 03 年 6 月版 RIL が 04 年 1・2 月に実施された新しいセンサスシステムに基づく最初の調査の標本抽出フレームとして利用された。

フランス本国の地域圏毎に、INSEE の地方局があり、そこが RIL の作成・更新を担当している。しかしその負担は地方局によって大きな違いがある。地方局が管理するコミューンの数が 3~166 と不均等であって、5 つの地方局で、RIL 住所の半数を管理するからである (INSEE, 2005 c, 1 節)。

02~03 年の更新では、新住所の主要な情報源として、建築許可証ファイル、郵便局ファイルが利用されるとともに、次のようなコミューンの貢献がある。

- ・ RIL の更新に関するアレテ (コミューンの長による) の写しの INSEE への連続的な送付
- ・ 建築許可証ファイルに関する INSEE の提出依頼への回答
- ・ INSEE がコミューンに委託した住所要確認リストの点検
- ・ 徹底的な RIL の鑑定

住所要確認リストは、変化 (新設, 消滅, 変更) の可能性があったにもかかわらず、INSEE が種々の情報源を使っても特定できなかった住所から成り、住所全体の 20% にも及ぶ。コミューンの点検は 2003 年 3 月~5 月に実施され、コミューンの 3/4 が作業に応じている。続いて

RIL の鑑定が、コミューンに依頼されている。この鑑定は上記の住所要確認リストの点検との混同があったり、時期が近かった（一部重複）ので、それに応じたコミューンは 47 %にとどまったという (INSEE, 2005c, 5.1 節)。

RIL は 2003 年 6 月版以降、変化のあった住所を識別・特定するために連続的に更新されることになった。この体制は、当年 7 月から翌年 6 月までの年サイクルとして組織され、その更新は以下による (INSEE, 2005c, 5.2 節)。

- ・道路および住所の変更に関して、コミューンにより伝達される情報
- ・行政ファイル：建築許可証，郵便局の住所，住居税
- ・RIL を現実に対応させるためのさまざまな情報源に差異が見出される場合，コミューンより伝達される情報：コミューンは 11・12 月から 4 月に，時期を分け，住所要確認リストに関する情報を求められる。
- ・コミューンによる鑑定結果の返却
- ・センサス調査の実施の間，実地でなされる確認
- ・必要があれば，実地での確認

INSEE (2005c), 5.3 節によると，コミューンによる RIL の鑑定はセンサス調査の準備作業の一つであり，できるかぎり高い品質レベルをセンサスの調査に与えることを目的にしている。コミューンによる RIL 鑑定の実施に関する法的な枠組みは，身近な民主主義に関する 2002 年 2 月 27 日付法<sup>8)</sup>の適用デクレ，すなわち，人口センサスに関する 2003 年 6 月 5 日付デクレ第 2003-485 号<sup>9)</sup>と，このデクレの第 23・24 条の適用に関する 2003 年 8 月 5 日付アレテ<sup>10)</sup>により，次のように定められている。

- ・5 月末までに，RIL の全住所リストのコミューンへの INSEE による送付
- ・その受取り後 1 ヶ月内に，コミューンによる点検結果の伝達

RIL の鑑定は，その年更新サイクルの最終段階に位置づけられ，それまでの収集情報を統合した後に発生する。すなわち，5 月 25 日までに，INSEE からコミューンへその統合の作業結果を送付することから始まる。期限日 (n 年 6 月 30 日) が設定され，コミューンの検討結果

---

8) Loi n° 2002-276 du 27 février 2002 relative à la démocratie de proximité. センサスに係るのは，この法律の第 V 編「センサス実施作業」である。

9) Décret n° 2003-485 du 5 juin 2003 relatif au recensement de la population. これは首相により布告されたものである。

10) Arrêté du 5 août 2003 portant application des articles 23 et 24 du décret n° 2003-485 du 5 juin 2003 relatif au recensement de la population. これは経済・財務・産業大臣等 3 閣僚による命令である。

## フランスの新人口センサスにおける建物登録簿 (RIL) の意義と課題

が  $n$  年版 RIL の枠組みで処理され、それは  $n+1$  年 1・2 月におけるセンサス調査の標本抽出フレームとして利用される。期限日を越えると、点検結果は  $n+1$  年版 RIL において処理される。通常、コミューンの作業は住所の変化 (創設, 消滅, 変更) に焦点が充てられる (RIL の全住所の約 3% を占める)。

RIL の更新は、以上のように、主として、コミューンによる住所要確認リストの点検や鑑定によって担われている。こうした点検作業を検証するために、次節でみるように品質測定の調査がある。

## 2. RIL の品質

### 2.1 品質測定の必要性

RIL の品質はセンサスの質の決定的要素であり、調査対象地域の厳密に忠実な像であれば申し分ない。しかし、現実には、完全という理想はさまざまな理由のために達成されることはできない。最も重要なことは更新情報がけっして即時的ではないし、それ自体完全でもない。したがって、実地に比して RIL の乖離をできるかぎり正確に測定することが好都合という観点から、RIL の品質測定の調査が INSEE 地方局において実施されている。その目的は以下を測定することである (INSEE, 2005c, 6.1 節)。

- ・住所の不足: RIL には存在しないが実地に存在する住所の割合
- ・住所の過剰: 実地には存在しないが RIL には存在する住所の割合
- ・RIL における住宅変化数の質

換言すると、調査の主たる目的は、住所と住宅の観点から、特に住所の不足の観点から RIL の居住の完全性を点検することにある (INSEE, 2005a, 6.3 節)。

品質測定の開始期における目標は、コミューン別に住所の不足最大 2.5% であった。INSEE はそれを野心的な目標としていた。なぜならば、従来の人口センサス時に都市的な密集環境で観察された過小な人口カウントを上回る過小な人口推計のおそれを受け入れないという方針であったからである。全体としては、その目標は 2003 年 6 月版 RIL の時から達成されており、2006 年 1 月の RIL において、各コミューンでの達成を目標としていた。前述のように、その時点の RIL の住宅数がコミューン法定人口の最初の推計値を求める際に修正要因として利用されるからである (INSEE, 2005c, 6.1 節)。

## 2.2 2003年版 RIL に関する品質測定調査の結果

RIL の最初の品質測定調査は 2004 年初頭に実施された<sup>11)</sup>。表 1 に示したように、それは 892 の大ミューンのうち 225 コミューンからなる標本を対象としており、選択されたコミュニティ毎に、8%のブロック(街区)が居住住所および住宅に関して均衡するように抽出された<sup>12)</sup>。225 コミューンに関して抽出された標本は合計 138000 住所で、RIL 住所の約 2.8%である (INSEE, 2005c, 6.2 節)。

調査員は、2003 年 6 月版 RIL のブロックの全住所リストをもち、居住確認を優先するという指示を受け、ブロックのすべての住所の存在を検査するとともに、住所表記、住宅数、複数のアクセスのある住所および住所カテゴリーの混同に関する点検を行っている (INSEE, 2005c, 6.2 節)。以下、INSEE (2005c), 6.3 節をもとに、当該の調査結果をみていくことにする。なお INSEE の分析の要点は、RIL の更新において、住所要確認リスト点検の重要性や郵便局ファイルの有用性を主張することにある。

| 表 1   | コミュニティ | ブロック   | 住所      | 住宅       |
|-------|--------|--------|---------|----------|
| 調査総標本 | 225    | 5875   | 138434  | 539465   |
| RIL 計 | 892    | 193887 | 5069744 | 14636925 |

## (1) 住所の不足

住所の不足は、全体で 2.3%にのぼる(表 2)。ただし、この数値はコミュニティ間の大きな差を覆い隠しているとされる。住所要確認リストの未点検・点検済み別にみると、未点検では約 3 倍のポイントとなっている(4.7%対 1.6%)。また、不足の限度 2.5%を越えるコミュニティの割合は、未点検・点検済みコミュニティの合計では 28%、未点検コミュニティでは 50%にも達した(表 3)。

ここで住所要確認リストとは、2003 年版 RIL の確定に至る更新過程において INSEE から各コミュニティに点検が依頼されたものを指している。コミュニティの回答がないと、そのリストの住所は居住住所に誤りを与えないように、「その他の住所」に含まれている。

後掲の表 6 (ただし、住所要確認リスト未点検コミュニティのみ) に示されるように、その他

11) 2004 年 6 月版 RIL については、2004 年 8 月～10 月に実施されており、以降、定期的な実施の必要性が主張されている (INSEE, 2005c, 6.4 節)。

12) なお、均衡は番地のない住所、新住所についてもなされるが、その優先度は低いとされる (INSEE, 2005c, 6.2 節)。



フランスの新人口センサスにおける建物登録簿 (RIL) の意義と課題

の住所は「RIL では既知の住所であるが、住居があるとはいえない」カテゴリーであって、そのうち「実地に住居がある」ことが確認されたのが 33640 住所であり、表 2 に、この数値が記入されている。

換言すると、表 2 の住所の不足のうち「RIL では既知の住所であるが、住居があるとはいえない」カテゴリーには、表 6 で示されるように、実地に住居が存在する数値が示されている。したがって、INSEE の分析は、住所要確認リストの点検が実施され、実地に住居の存在が確認できていれば、RIL の品質の大きな改善 (未点検コミューンで、住所の不足約 2.8 ポイントの減) にむすびついたであろうというものである。

| 表 2                         | 住所要確認<br>リスト未点検 |       | 住所要確認<br>リスト点検済み |       | 計        |       |
|-----------------------------|-----------------|-------|------------------|-------|----------|-------|
| コミューンの数                     | 75              |       | 150              |       | 225      |       |
| 総住所                         | 1218133         | 100 % | 3851611          | 100 % | 5069744  | 100 % |
| 不足                          | 57483           | 4.7 % | 60248            | 1.6 % | 117731   | 2.3 % |
| RIL では既知の住所であるが、住居があるとはいえない | 33640           | 2.8 % | 7951             | 0.2 % | 41591    | 0.8 % |
| 総住宅                         | 4695657         | 100 % | 9705400          | 100 % | 14401057 | 100 % |
| 不足                          | 164348          | 3.5 % | 160175           | 1.7 % | 324524   | 2.3 % |
| RIL の既知の住所にあるが、住居とはいえない     | 86885           | 1.9 % | 17841            | 0.2 % | 104726   | 0.7 % |

| 表 3                 | 住所要確認<br>リスト未点検 | 住所要確認<br>リスト点検済み | 計    |
|---------------------|-----------------|------------------|------|
| 不足 2.5%以下のコミューン     | 113             | 529              | 641  |
| 不足 2.5%を越えるコミューン    | 112             | 138              | 251  |
| 計                   | 225             | 667              | 892  |
| 不足 2.5%を越えるコミューンの割合 | 50 %            | 21 %             | 28 % |

(2) 住所の過剰

住所の過剰は住所要確認リスト未点検のコミューンで少し高い (表 4)。そこでは、点検の難しい分野 (多数の番地のない住所、多数の新住所) の存在や点検作業へのコミューンの参加が弱体といった問題があるとみられている。

過剰を分析すると、重複、現実反映の欠如、カテゴリーの混同 (例: RIL における住居の住所、だか実地では事業所) は、ほとんどまれである。これら 3 つの要素は、未点検・点検済みコミューンの合計において、過剰 (2%) の 1/4、すなわち総住所の 0.5% を説明するにすぎない。

住所の情報源別に過剰を分析すると、1999年人口センサスに由来する住所の過剰は未点検コミュニティにおいて明らかに高い。そのコミュニティの1999～2003年における1.9%の住所の消滅は非常に重大であろう。1999年人口センサスそれ自体がおそらく高品質ではなかったと指摘されている(表5)。

点検済みコミュニティにおいて、過剰のうち郵便局ファイルにもとづく新住所(誤って追加された住所)は、過剰の合計(1.9%)の約1/3、すなわち総住所の0.6%にのぼる(表5)。これに対して、INSEEは、郵便局ファイルにもとづく新住所と過剰の住所を比較することによって、郵便局ファイルの貢献を強調する。すなわちINSEEは、点検済みコミュニティにおいて、総住所に対して、郵便局ファイルによる新住所は3.9%、過剰が0.6%であるので、郵便局ファイルの利得は約3ポイントであるとする。そして、この新住所の追加によって、住所の不足が著しく減らされたと指摘する。なお、点検済みコミュニティにおける建築許可証にもとづく新住所は総住所の0.9%であり、過剰の住所はほぼ無視できる大きさである。

| 表 4      | 住所要確認<br>リスト未点検 |      | 住所要確認<br>リスト点検済み |      | 計        |      |
|----------|-----------------|------|------------------|------|----------|------|
| コミュニティの数 | 75              |      | 150              |      | 225      |      |
| 総住所      | 1218133         | 100% | 3851611          | 100% | 5069744  | 100% |
| 過剰       | 30627           | 2.5% | 72900            | 1.9% | 103527   | 2.0% |
| 総住宅      | 4695657         | 100% | 9705400          | 100% | 14401057 | 100% |
| 過剰       | 109840          | 2.3% | 195819           | 2.0% | 305658   | 2.1% |

| 表 5             | 住所要確認<br>リスト未点検 |      | 住所要確認<br>リスト点検済み |      | 計       |      |
|-----------------|-----------------|------|------------------|------|---------|------|
| コミュニティの数        | 75              |      | 150              |      | 225     |      |
| 総住所             | 1218133         | 100% | 3851611          | 100% | 5069744 | 100% |
| 過剰              | 30627           | 2.5% | 72900            | 1.9% | 103527  | 2.0% |
| 1999年人口センサスの住所  | 23680           | 1.9% | 47868            | 1.2% | 71548   | 1.4% |
| 建築許可証の新住所       | 2910            | 0.2% | 1816             | 0.0% | 4725    | 0.1% |
| 郵便局ファイルにもとづく新住所 | 4037            | 0.3% | 23216            | 0.6% | 27253   | 0.5% |

(3) その他の住所、住所表記の誤り

「その他の住所」は、「RILでは既知の住所であるが、住居があるとはいえない」カテゴリであり、その他の住所の大部分が、住所要確認リスト未点検コミュニティに関係するので、ここでは未点検コミュニティのみ分析の対象となっている。

フランスの新人口センサスにおける建物登録簿 (RIL) の意義と課題

表 6 に示されるように、その他の住所の約 1/5 は実地で住居であったのに対して、虚構の住所が多数にのぼった (40%)。調査員によると、その他の住所の 35% (「はっきりしない」という回答) については、いくつもの住所をもつ車庫、企業あるいは学校施設の住所や、施設 (プールや競技場など) の住所に対応する。それらの不明確な住所のかかなりの数が実地に存在しない住所から構成されており、虚構の住所の 40% に付け加える必要があるだろうとされる。

この結果は、表 2 に関連して述べたように、未点検コミューンが点検済みであって、その他の住所のうち、実地に住居である層が識別されていれば、RIL の品質が大きく改善される可能性があることを示している。

| 表 6                                      | 住所要確認<br>リスト未点検 |       |
|--|-----------------|-------|
| コミューンの数                                  | 75              |       |
| その他の住所 (RIL では既知の住所であるが、<br>住居があるとはいえない) | 156996          | 100 % |
| 実地に存在しない                                 | 62408           | 40 %  |
| 実地に住居がある                                 | 33640           | 21 %  |
| RIL で住居ではないものへの分類                        | 5926            | 4 %   |
| はっきりしない                                  | 55022           | 35 %  |

| 表 7               |         |       |
|-------------------|---------|-------|
| コミューンの数           | 225     |       |
| 総住所               | 5069744 | 100 % |
| 住所表記の総誤り          | 59437   | 1.2 % |
| 道路名に関する誤り         | 23544   | 0.5 % |
| 道路のタイプの誤り         | 11755   | 0.2 % |
| 番地に関する誤り (標準化住所)  | 16587   | 0.3 % |
| 番地に関する誤り (非標準化住所) | 2459    | 0.0 % |
| 枝番に関する誤り          | 5092    | 0.1 % |

最後に、住所表記の誤りについては、比較的少なく、住所要確認リストの未点検・点検済みに関わらず、あまり差がないということから、表 7 のように、それらを合計した結果が与えられている。

住所表記の誤りは比較的限られている。全体で、1.2%の住所が関係していた。さらに、誤りはどれも少ない。誤った道路のタイプ (例: boulevard の代わりに avenue) は、一般に、位置の特定に問題を引き起こさない。道路名の変化はたいていの場合知られている。枝番の誤りは、たいていの場合、B を Bis に変更しているか、あるいは逆である。それは大きな問題では

ない。実際、住所の位置特定を妨げる誤りあるいは他の住所との混同を生み出すような誤りは、とりわけ番地の誤りであるが、そのケースは少ない(0.3%)。

以上、2003年版 RIL の品質測定の結果をみてきた。次に、RIL の鑑定の実態や更新の課題を探ることとする。

### 3. RIL の鑑定の実態と更新の課題

#### 3.1 鑑定の実態

RIL の鑑定の実態については、CNIS における人口センサス情報収集過程評価部<sup>13)</sup>の 2005 年 3 月会議におけるブリダー (Boulidard, M.-H.) 夫人の報告とそれに関連する議論が注目される (CNIS, 2005, pp.6~8)。

ブリダー夫人は、RIL の鑑定とは、RIL のすべての住所が実地に確かに存在し、実地に見出されるすべての住所が RIL に実在することや住所の位置特定の正しさを確認すること、住宅数の正確さを確認することであると、鑑定の実態について次のように指摘する。

鑑定のために採られる方法は、地理的問題に関わる多数のレベルのコミュニケーションばかりでなく、コミュニケーションが利用可能な人的資源や物的資源 (地理情報システム [SIG]) に左右されるし、住所参照システムの有無にも左右される。このためブリダー夫人は 2003 年、さらには 04 年においても、鑑定手続きがコミュニケーションにより、まちまちなことを指摘する。住所「ストック」を高品質とみなし、時間や手段がないので、建築と解体のみを分析したコミュニケーションがある一方で、SIG を用いて登録簿を総合的に分析したコミュニケーションもあるという。

ブリダー夫人は、いずれにせよ、RIL の鑑定は、実地確認が不可欠であり、時間と手段の消費は明らかであるとし、彼女が在住するコミュニケーション (ラ・ロッシュ・スー・ヨン [La Roche-sur-Yon], 人口 50000 人, 14000 住所) では、鑑定費用が 2003 年 3500 ユーロ、04 年 10000 ユーロに達したとする。

ブリダー夫人によると、RIL の鑑定の難しさは特に、次の点にある。いろいろな建物にいくつもの住所がある (管理用あるいは慣習的な住所があったり、建物が二つの道路に面している場合、主な住所と副次的な住所がある)。このようなケースはコミュニケーションと INSEE との間で交換するファイルの大部分を占める。鑑定には、おびただしい数の作業がある。理想は、

---

13) CNIS に 2004 年 8 月に設置され、05 年 4 月に、人口センサス全国評価委員会 (CNERP) に改組・継承される。

## フランスの新人口センサスにおける建物登録簿 (RIL) の意義と課題

RIL における住所の識別子を INSEE が提供することであり、それにより重複ミスの識別が可能となろうとする。

RIL の鑑定にあたって、INSEE が重視した郵便局ファイル、建築許可証ファイルについて、ブリダー夫人は次のようにいう。郵便局ファイルは費用便益関係が悪い。すなわち、ラ・ロッシュ・スー・ヨンでは、郵便局ファイルの新住所の 3/4 は現地で発見されなかったか、あるいは居住住所に対応していなかった。建築許可証ファイルは、コミューンによって直接アクセス可能なファイルよりも情報が乏しいと指摘する。

また、INSEE とコミューン間のコミュニケーション不足を問う問題もある。ブリダー夫人は、コミューンによる RIL の鑑定結果に対して、住所標本を抽出する時、INSEE によって考慮されなかったものがあるという。そのため彼女は、INSEE とコミューン間の情報交換に食い違いがある場合、もっと徹底すべきであろうし、標本抽出に利用される RIL のバージョンについては、INSEE とコミューンにより、十分に認知されていることを確認することが都合がよいとする。こうしたコミュニケーション不足あるいは情報伝達のあり方に関連して、彼女は、そのほかに、次のような問題点を挙げる。

RIL の開始期において、RIL のいくつかの機能 (例：副次的な住所) はコミューンによって知られていないか、知られていたとしても不十分であった。また、RIL はコミューンに同一形式で伝達されなかったし、コミューンへの伝達分野はいつでも同じわけでもなく、同じ順序におかれてもいなかったと指摘する<sup>14)</sup>。

ブリダー夫人は、上記のように、RIL の鑑定をめぐる諸問題を列挙し、共通の鑑定方法を描写する INSEE・コミューン間の手続きの作成を提案する。RIL の住所識別子の提供に関しては、一方で、情報処理と自由に関する全国委員会 (CNIL) が間接的に記名データを論じているとみなすから不可能であろうと指摘しながら、他方で、CNIL に改めて住所識別子のコミューンへの伝達に関する検討を付託することを提案している。ブリダー夫人は、そのほか、たとえばフランス規格協会 (AFNOR) の標準住所に準拠した住所の標準化、コミューンに伝達される変数リストの豊富化 (INSEE が利用はしているが今のところ伝達されていないもので、住所の特徴づけの領域を設ける)、消滅住所を消去しないこと (ただし、それを不活性化すること)、管理領域の追加 (例：最新の鑑定日、採られた決定、INSEE によって管理される補完情報) を提案する。

---

14) これに加えて、ブリダー夫人は、2003 年には、住所リストが紙媒体で伝達されたことや新建築物の処理が難しいことを指摘している。

討論のなかで注目される議論として、RILの費用と利用の問題がある。鑑定の費用に関して、ブロシュ (Bloch, J.-C., フランス大都市市長会 [AMGVF]) が、ブザンソン (Besançon) 及び他の大都市で、同じレベルであったとし、ブリダー夫人の説明を補強する。また、RILの鑑定費用、一般にはセンサスの実施費用については、アプリアリに評価部の検討事項とは考えられていなかったが、この問題への言及があったことから、コミューンにおけるセンサスの実施費用を継続的に検討・評価していくことが予定される。

RILの利用の問題に関して、デュール (Durr, J.-M., INSEE) は現在、センサスの調査に必要な法令の条文のみしか公表されていない段階であり、もしコミューンが他の目的でRILを利用することを望めば、CNILに申し立てる書類作成は可能であろう。しかし、コミューンにおけるRILの利用が課題であるので、INSEEがコミューンに代わって、かかる書類を作成することは難しいという。したがって、この会議では、RILのセンサス以外への利用は継続的な課題にはならなかった。

ところでINSEE (2008), p.5をもとにRILの品質測定調査の結果の推移をみると(表8)、住所あるいは住宅の不足については、03・04年版と05～07年版では違いがあり、05～07年版において改善が認められる。住所あるいは住宅の過剰については、不足に比べて、改善の傾向が緩やかであったが、07年版では、不足と同じ水準に到達している。

RILの品質測定調査の開始期の議論では、既述のように、各コミューンにおける住所の不足の観点から重視されていた。しかし、INSEE (2007), p.4では、RIL全体の動向が住宅の不足の観点から説明された後に、コミューンの状況の記述が続いている。したがって、住所ではなく住宅の不足の観点からの分析が示されたとみなせる。それによると、住宅の不足2.5%を越えるコミューンの割合は03年版28%、04年版22%に対して、06年版12%という状況である<sup>15)</sup>。これは04年、05年におけるRILの整備が、不足の強い危険性のあるコミューンを優先的にターゲットにした結果であるとされる。結局、RILの品質は全体としては申し分な

| 表8    | 2003年版 | 04年版 | 05年版 | 06年版 | 07年版 |
|-------|--------|------|------|------|------|
| 住所の不足 | 2.3%   | 1.9% | 1.3% | 1.3% | 1.4% |
| 住所の過剰 | 2.0%   | 1.9% | 1.8% | 1.7% | 1.4% |
| 住宅の不足 | 2.3%   | 1.9% | 1.1% | 0.9% | 1%   |
| 住宅の過剰 | 2.1%   | 2.3% | 1.8% | 1.4% | 1%   |

出所：INSEE (2008), p.5, ただし一部省略。

15) INSEE(2008)には、このようなコミューンの結果に関する記述はみられない。

## フランスの新人口センサスにおける建物登録簿 (RIL) の意義と課題

いが、コミューン間に強い不均等があると結論づけられる (INSEE, 2007, pp. 4~5)。なお、不明確な点は残るが、各コミューンについて住所の不足最大 2.5% という当初の目標は 2006 年 1 月に達成できなかったと思われる。

2006 年以降、INSEE 及び各省統計部局においては、統計の制度環境・処理・結果に関する品質改善アクションプランが策定され、実施に移されている。RIL の品質改善についても、2009 年を期限に、そのプランの一環として位置づけられる<sup>16)</sup>。

RIL の品質改善策として、コミューン関係者の訓練の強化、INSEE あるいはコミューンのフィールドワークの目標をある種の定住地域 (例：ハムレットのような非標準化住所地区) におくこと、いくつかのファイルに関する鑑定を深化させることというような方針が提示されている (INSEE, 2007, p.5)。表 8 における住所あるいは住宅の過剰の改善は、そうした新たな枠組みでの成果の反映といえよう。

### 3.2 RIL 更新の課題

国民議会の情報ミッションは、2008 年に、人口センサスの新しい方法に関して、5 年周期の最初の経過を機に、評価を行っている。同ミッションの報告書 (La mission d'information, 2008) によると、同ミッションはセンサスの実施を好条件のもとで可能ならしめる 4 つの必要不可欠な準備的要素を挙げ、それぞれの改善策を提案している。それらの準備的要素のなかに RIL の作成と点検があるので<sup>17)</sup>、以下では同ミッションの報告 (La mission d'information, 2008, pp. 31~35) をもとに RIL 更新の課題を示すことにする。報告は RIL の信頼性 センサス結果の信頼性の決定的な条件、RIL の点検作業におけるコミューンの協力に、より大きな価値を付与することの必要性に分けて論じているので、われわれもそれに従う。

に関して報告では、RIL の品質が大コミューンにおけるセンサス結果の品質に必要不可欠の条件である。したがって、その完全性の欠如はセンサス結果に対して直接的な影響を不可避的にもたらすだろう。RIL は絶えず更新されるので、正確に更新されると、莫大な進歩を形成しうる。しかし、実際には、低品質の RIL に結びつくという難点がある。とりわけ、コミューン間の品質の不均等は潜在的に、センサス結果に関して起こり得る信頼性欠如の主な原因の一つであるとする。

---

16) [http://www.insee.fr/fr/insee-statistique-publique/default.asp?page=qualite/plans\\_action.htm](http://www.insee.fr/fr/insee-statistique-publique/default.asp?page=qualite/plans_action.htm) (2009 年 3 月アクセス)

17) そのほかに、調査実施の直前における調査対象の実地確認、センサス調査員の募集と研修、広報活動がある。

このため RIL に含まれる情報の完全性を保証する手段を設けることが好都合という観点から、情報ミッションは、資料の結集をいっそう開発する必要があること、人口センサス全国評価委員会 (CNERP) の 2007 年 3 月会議の議論を援用して、コミューンの RIL 更新に要する費用が、コミューンにおけるセンサス実施作業に関する総費用の約 20% と評価し、RIL 更新費用の一部をセンサス請負交付金に含めることが必要と判断する。さらに、同ミッションは RIL 更新へのコミューンの関心を高めるために、コミューンが作成に貢献しているファイル (RIL) を、センサスの目的以外にコミューンに利用させることが望ましいとする。

換言すると情報ミッションは、RIL の品質を改善するために、3 つの措置を勧告する。すなわち、より完璧な完全性に到達するために、一方で、センサス請負交付金に、RIL 更新に要する費用の半分を統合することで更新のための十分な手段をコミューンに展開させるべきであり、他方で、資料の結集を開発すべきである。さらには、コミューン域に関する研究を首尾良く成し遂げるためや、コミューンの公共政策をもっとも良く調整するために、コミューンに RIL を利用させる権限を与えるべきであるとする。

他方、後者の に関して報告では、コミューンの RIL の点検作業 (鑑定) にもっと大きな価値を付与することが必要であり、十分な鑑定期間、すなわち現行の 1 ヶ月間から少なくとも 2 ヶ月間必要なことが強調される。以下、この点をみておこう。

情報ミッションは、RIL 更新の観点から、コミューンから INSEE に伝達される情報が必ずしも十分に考慮されていなかったこと、及びその情報の RIL への統合も十分には知らされていなかったという関係者の問題提起や、RIL 鑑定の期間設定と期限後の情報の取り扱いを踏まえ、RIL の点検作業におけるコミューンの役割に十分な価値が与えられていないとみなしている。実際、一方で、RIL の鑑定を行うために、コミューンに与えられている 1 ヶ月という期限は、RIL の最適な信頼性を確保するためにはまったく短すぎる。他方、コミューンはしばしばその作業を行うために重大な人的物的な手段を利用するのに、コミューンの点検で与えられる結果を組織的に知らされないと主張する。

この時間の制約は、RIL の品質改善に対するコミューンの不十分な協力を結びつき、RIL の点検の任務に水を差すような性質であるとみなされる。したがって情報ミッションは、コミューンの協力に一層、高い価値を付与されねばならないとみなし、一方で、コミューンが RIL の鑑定を首尾良く行うために、最低 2 ヶ月間の期間設定を勧告する。他方で、コミューンが重大な努力と引き換えに伝達した情報が RIL 更新のために考慮に入れられたことをコミューンに保証するために、INSEE とコミューン間の交流が一層はっきりとした形をとること コミューンの点検で与えられた結果に関して、INSEE がコミューンに対し組織的な情報を準備するこ



と を勧告する。

### われわれの今後の課題 結びに代えて

以上のように RIL の更新は、コミューンの点検作業、特に鑑定と、品質測定調査による検証を組み合わせられて推進されている。センサスの実施体制の一つの重要な柱として、INSEE とコミューン間の協力関係の強化があり、RIL の点検作業はその一環として位置づけられる。

RIL の品質測定調査の結果 (表 8) に示されたように、住所あるいは住宅の不足の推移からみると、全体として、RIL の品質改善が限界に近づきつつあるように思われる。しかし他方で、RIL の品質はコミューン間で不均等のまま推移している状況のようである。このため国民議会の情報ミッションによって、コミューンにおける RIL 更新費用 (半分) のセンサス請負交付金への繰入れ、RIL のセンサス目的以外への利用、鑑定の期間延長が提案されるに至った。これらは、RIL の現状打開を狙ったものといえよう。したがって、同ミッションの提案に対する INSEE の対応が注目される。またそれは、センサス関連法令の改正を意味するので、関連法令の動向にも注視する必要がある。

情報ミッションのセンサスの品質改善のための提案は、RIL の更新をめぐる問題だけではない。それは既述のようにセンサス実施の準備段階における問題のほか、回答率の問題等センサスの実施全般に関わるので、今後、同ミッションの報告を全面的に分析する必要がある。すなわち、センサスの最初の 5 年周期における課題の解明であり、それは 2009 年から始まる第 2 の 5 年周期におけるセンサスの改善に役立てられるはずである。

最後に、世帯調査の標本抽出システムの変更に言及する。INSEE の関連 web ページ<sup>18)</sup>によると、フランスでは、1960 年以降、ローカルベースの調査員網に依拠した標本抽出システムが設置されている。そのために、従来の人口センサスの実施後に、マスター標本が作成されている。

マスター標本は、年毎に、新しい住宅に関する情報によって更新されるとともに、人口センサス間 (約 6~9 年) において、INSEE によって実施されるほぼすべての世帯調査の標本抽出フレームとして使われてきた。また、マスター標本は世帯調査の負担をもっとも効率的に配分可能なように設計されてきた。

---

18) [http://www.insee.fr/fr/insee-statistique-publique/default.asp?page=qualite/systeme\\_echant.htm](http://www.insee.fr/fr/insee-statistique-publique/default.asp?page=qualite/systeme_echant.htm) (2009 年 3 月アクセス)

このような従来の標本抽出システムが、新しいセンサスの導入に伴い、2009年夏以降、従来のシステムが有していたローカルベースの調査員網に基づくことや彼らの負担の軽減といった原則を残しながら、大きく変更される予定である。理論的な検討を示した文献も既にいくつか見出される<sup>19)</sup>。しかし、これについても今後の検討課題である。

#### 参考文献

- AUTRAN, F. et MARECHAL, F. -X. (2004), “Adressage et recensement: exemple INSEE et ville de Bagnols S/ Cèze, Construction du RIL: base de sondage du recensement”, 3ème Journée Professionnelle (22 avril 2004), SIG-LR.  
[http://www.siglr.org/Local/siglr/dir/telecharge/journeepro/JP2004/INSEE\\_Adressage\\_Recensement\\_F\\_AUTRAN.pdf](http://www.siglr.org/Local/siglr/dir/telecharge/journeepro/JP2004/INSEE_Adressage_Recensement_F_AUTRAN.pdf) (2009年3月アクセス)
- CARON, N. et CHRISTINE, M. (2005), “Du nouveau recensement au futur système d’échantillonnage des enquêtes ménages”, 9èmes Journées de Méthodologie Statistique (les 14, 15 et 16 mars 2005).  
[http://jms.insee.fr/index.php?php\\_action=HISTO&id\\_histo=8&liste=histo#session9](http://jms.insee.fr/index.php?php_action=HISTO&id_histo=8&liste=histo#session9) (2009年3月アクセス)
- CNIS (1999), *Rapport d’Activité du CNIS 1998* (tome 1: rapport général), Rapport du CNIS n° 49.
- CNIS (2005) “Compte rendu de l’instance d’évaluation des processus de collecte du nouveau recensement de la population, réunion du 9 mars 2005”, le 25 mai 2005 n° 107/D130.  
[http://www.cnis.fr/ind\\_doc.htm](http://www.cnis.fr/ind_doc.htm) (2009年3月アクセス)
- DESPLANQUES, G. (2003), “Le nouveau recensement français de la population”, Statistical Commission and Economic Commission for Europe, Conference of European Statisticians, Joint ECE-Eurostat Work Session on Population and Housing Censuses, Ohrid, The former Yugoslav Republic of Macedonia, 21–23 May 2003.  
<http://www.unece.org/stats/documents/2003/05/census/wp.12.f.pdf> (2009年3月アクセス)
- DEVILLE, J.-C. and JACOD, M. (1996), “Replacing the traditional French Census by a large scale continuous population survey”, Annual Research Conference, Washington, Bureau of the Census.
- INSEE (1995), *Courrier des statistiques*, n° 75–76.
- INSEE (1999), “Le Répertoire d’immeubles localisés: RIL”, le 25 mai 1999, n° 77/F105, CNIS, *Actes de la concertation sur le recensement rénové de la population*, Rapport du CNIS n° 56 - février 2000, pp.193–195.

---

19) たとえば Caron/Christine (2005) がある。

## フランスの newborn センサスにおける建物登録簿 (RIL) の意義と課題

- INSEE (2005a), *Pour comprendre le recensement de la population*, INSEE Méthods, N° Hors série.  
<http://www.insee.fr/fr/publications-et-services/sommaire.asp?id=122&nivgeo=0> (2009年3月アクセス)
- INSEE (2005b), “Le nouveau mode de recensement - élaboration à travers les tests”, INSEE (2005a) の B 章所収。
- INSEE (2005c), “Le répertoire d’immeubles localisés (communes de 10000 habitants ou plus de métropole)”, INSEE (2005a) の B 章付録 3 所収。
- INSEE (2005d), “Les produits du recensement”, INSEE (2005a) の D 章所収。
- INSEE (2007), “Quality management in the French census”, Economic Commission for Europe, Conference of European Statisticians, Group of Experts on Population and Housing Censuses, Tenth session, Astana, 4-6 June 2007.  
<http://www.unece.org/stats/documents/ece/ces/ge.41/2007/5.e.pdf> (2009年3月アクセス)
- INSEE (2008) “La validation des données du recensement en France”, Commission économique pour l’Europe, Conférence des statisticiens européens, Réunions commune CEE/Eurostat sur les recensements de la population et des habitations, Onzième réunion, Genève, 13-15 mai 2008.  
<http://www.unece.org/stats/documents/ece/ces/ge.41/2008/8.f.pdf> (2009年3月アクセス)
- ISNARD, M. (1998), “Post 2000 Census Research Project in INSEE”, working paper.
- La mission d’information (2008), *Rapport d’information déposé en application de l’article 145 du règlement, par la commission des lois constitutionnelles, de la législation et de l’administration générale de la République sur la nouvelle méthode de recensement de la population*, Documents parlementaires n° 1246 déposé le 12 novembre 2008 par P. Gosselin.  
<http://www.assemblee-nationale.fr/13/pdf/rap-info/i1246.pdf> (2009年3月アクセス)
- 美作達郎 (2001) 「フランスの地方税財政制度」, 財務省財務総合政策研究所 『主要国の地方税財政制度 (イギリス・ドイツ・フランス・アメリカ)』, 第3章所収。  
<http://www.mof.go.jp/jouhou/soken/kenkyu/zk050.htm> (2009年3月アクセス)